

# 地域包括ケアシステム構築に向けた提言 《概要版》

## はじめに

### (提言の目的)

地域包括ケアシステムを構築するには、市町村を始め関係者が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要があり、その取組が着実に推進されるよう、地域包括ケアシステムのあるべき姿、構築の進め方等について明らかにする。

### (地域包括ケアシステム構築に当たっての基本的な考え方)

#### 1 各地域の実情に合った形で構築する

本県の各地域の状況は、都市部から山間地まで千差万別であり、社会資源や産業なども大きく異なっている。地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて構築すべきものであり、各地域では、十分に話し合い、自分たちの地域の実情に合った形をつくり上げていくことが重要である。

#### 2 自助、互助を含め、地域全体で支え合う

今後の急速な高齢化の進行を考えると、高齢者に必要なニーズをすべて公的な支援や保険制度で賄うことは困難であり、自助、互助を含め地域全体で支え合っていくことが必要である。

#### 3 住民に情報提供し、システム等について啓発する

地域包括ケアシステムについて住民が十分理解した上で、自らが医療や介護等が必要になったときの生活のあり方や、最期の迎え方等について考えておくことが望まれる。そのために、システムを構築する段階から住民に情報提供し、住民の参加を得て構築していくことが求められる。

## 第1章 地域包括ケアシステムとは

### 1 地域包括ケアシステム構築の意義

今後、高齢者人口の増加に伴い、高齢者の病院への救急搬送が相次ぐことが懸念される。

高齢で医療や介護等が必要な状態になっても、適切なサービスを利用することによって、尊厳を保持しながら、自立した日常生活の継続が図られるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」が必要となる。

### 2 地域包括ケアシステム構築の緊急性

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、医療や介護等を必要とする高齢者が大幅に増加し、ひとり暮らし高齢者等の急増による家庭における介護力低下や、認知症高齢者の大幅な増加も予測され、できる限り早期に地域包括ケアシステムの構築に着手する必要がある。

### 3 高齢化等における本県の特徴

本県は、市町村によって高齢化率や要介護認定率などの地域差が非常に大きいという特徴があり、各地域では自らその状況をよく考え、地域包括ケアシステムを構築する必要がある。

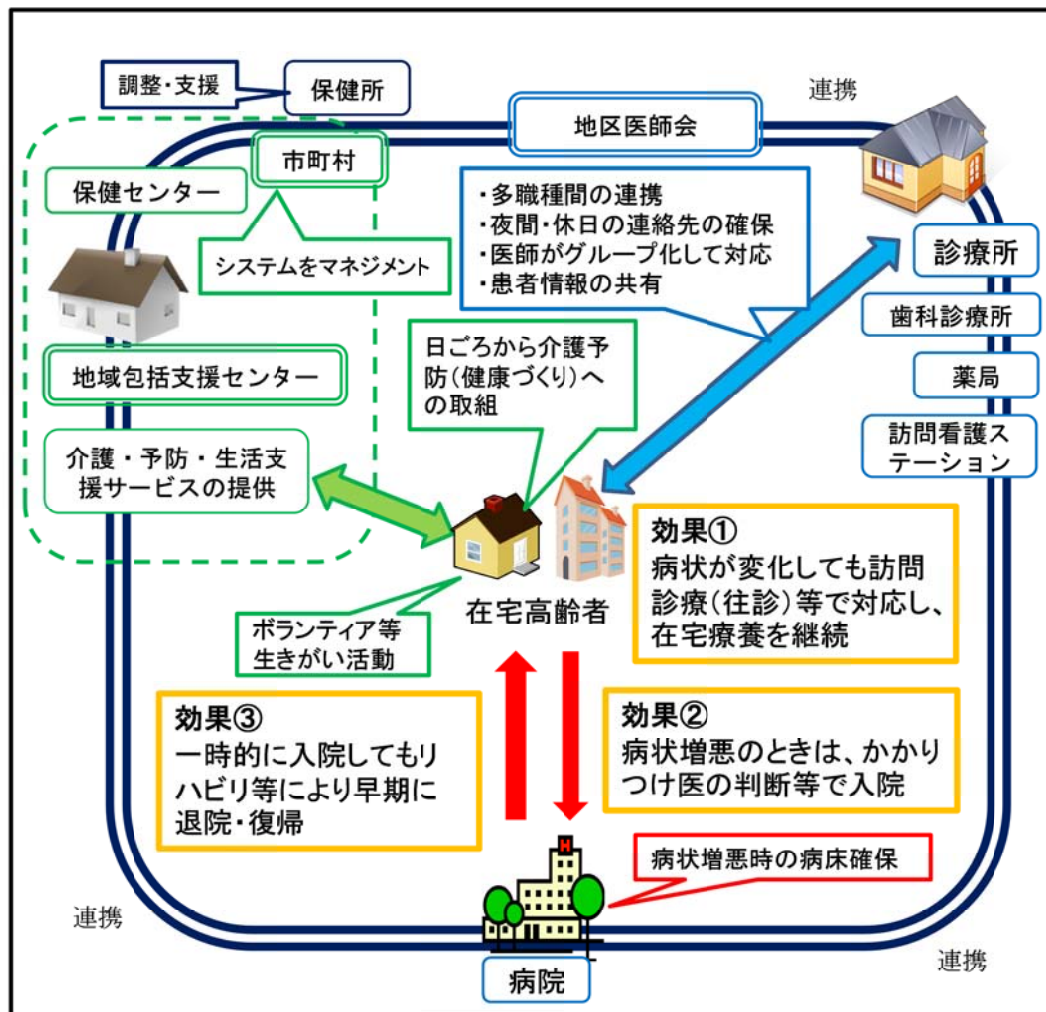
## 第2章 本県の目指すべき姿

### 1 現状の問題点と目指すべき姿

#### ○ 現状の問題点

在宅の高齢者に対し、医療と介護が異なる制度によってともすればバラバラに提供される傾向があるとともに、地域に在宅医療が普及していないため、在宅の高齢者が入院すると、退院できずに転院や施設入所する等の問題が発生している。また、予防（健康づくり）等も十分行われていない。

#### ○ 目指すべき姿



## 2 地域包括ケアシステム構築の課題と方策

### (1) システムのマネジメント

システムのマネジメントは、市町村、地域包括支援センター、地区医師会が協力して行うこととし、それぞれの役割は地域において定める。いずれにしても、市町村は、システム構築において中心的な役割を担う。

### (2) ICT（情報通信技術）の活用

関係者の連携を図り、対象者に適切なサービスを提供するためには、関係者間の情報の共有が必要であり、その手段としてICTの利活用が期待される。

県内では、「電子連絡帳@システム」を使用した情報共有の取組が広がりを見せている。

### (3) 必要な人材の確保

市町村及び地域包括支援センターにおいて、専門知識を有する職員を育成するため、あいち介護予防支援センターによる研修や、適切な人事ローテーション等に配慮する必要がある。

サービスの提供に関わる介護・看護人材の確保策を実施するとともに、地域の元気な高齢者に生活支援の担い手として活躍してもらうことが必要である。

### (4) 生活支援

ボランティア、住民組織、民間事業者等、生活支援サービスの担い手を支援する体制の充実・強化や、地域での見守り活動を推進する必要がある。

### (5) 住まい・住まい方

在宅生活継続の土台となる住まいについて、自らによる介護環境整備が重要であるとともに、低所得の要介護者向けの住まいを確保する必要がある。

### (6) 分野ごとの課題と方策

#### ① 医療

課題	方策
在宅医療に取り組む医師等の数を増やすため、従事者の負担を軽減する必要がある。	地区医師会が、在宅療養支援診療所を活用しながら医師のグループ化（主治医・副主治医制）や夜間・休日の連絡先を確保する。

#### ② 医療と介護の連携

課題	方策
関係職種の間で互いの顔が見える関係をつくるのが重要。	地区医師会、市町村等が多職種を対象に研修会（事例検討会等）を開催する。

### ③ 介護・予防・生活支援

課 題	方 策
健康づくりや介護予防の取組に参加する高齢者を増やす必要がある。	市町村が、高齢者が介護予防等に参加しない理由を分析し、民間事業者を活用するなど魅力的なメニューを整える。また、あいち介護予防リーダーを活用する。

### ④ 住まい

課 題	方 策
低所得の要介護者向けの住宅を確保する必要がある。	県・市町村が、公営住宅の建て替えや改修の際、要介護者向け機能の付加を検討する。

### ⑤ 認知症対策

課 題	方 策
認知症の高齢者が、身近な医療機関（診療所、一般病院）で医療を受けられるようにする必要がある。	県医師会、市町村等により、かかりつけ医が認知症の早期発見や日常的な診療を行い、入院が必要なときは一般病院が円滑に受け入れられる体制を確保する。
介護うつや虐待につながらないよう、家族介護者の負担軽減を図ることが重要。	市町村が、家族介護者の会等と協力して介護者教室や交流会等を開催する。また、地区医師会と市町村は、病院（有床診療所）と協議してレスパイト入院が可能な病床を確保する。

## 第3章 システム構築の進め方

### 1 構築の手順

システムを構築するには、以下の順に進めていくことが適当である。

- ① 地域の社会資源及び住民ニーズの把握
- ② 社会資源を構成する関係機関のネットワーク化
- ③ 地域ケア会議等の開催及び総合的な相談の実施
- ④ 地域での課題の抽出・解決
- ⑤ 基盤等の整備

以上は、P D C Aサイクルにしたがって進めていく。

### 2 対象区域

中学校区や日常生活圏域を基本としつつ、システム構築に速やかに着手するため、地域包括支援センターの所管区域など柔軟に区域を捉える。

### 3 関係者の役割

システム構築に向け、地域の多様な関係者の期待される役割を示す。

区分	主な役割
本人	自ら健康づくりに励み、見守りなどの互助の支え手となる。
介護者	自らの心身の健康に気を付け、介護者同士相互に支え合う。
地域住民	NPO、社会福祉協議会など、すべての住民が相互に支え合う。
自治体	市町村は、地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を担う。
事業者等	医療・介護関係者は、連携しながら適切なサービスを提供する。

### 4 対象者の状態別対応

以下の対象者の状態ごとに必要とされる主な対応を示す。

- ・ 元気な高齢者、要支援
- ・ 要介護認定を受けており、慢性疾患を患っているが、通院等は可能
- ・ 寝たきり等で在宅医療を受けている
- ・ 脳卒中等で入院している

## 第4章 市町村における地域包括ケアシステム構築のモデル

市町村の取組の参考となるよう、在宅医療提供体制の整備と医療・介護の連携において中心的な役割を果たす機関に着目し、以下の①から③に掲げる3つのモデルを、また、今後大幅に増加することが見込まれる認知症への対応として④のモデルを提示する。

- ① 地区医師会モデル（都市部等を想定）
- ② 訪問看護ステーションモデル（山間部等を想定）
- ③ 医療・介護等一体提供モデル（法人グループ等を想定）
- ④ 認知症対応モデル

## 第5章 費用負担についての考え方

地域包括ケアシステムは既存のサービスを有機的に結びつけ、効果的に高齢者を支援するものであり、今の状態のままでは社会保障費は増大すると思われる。

自助・互助が果たす役割について支援するとともに、介護予防や健康づくりに力を入れ、要介護認定率の低下等を目指すべきである。

なお、市町村は、介護保険の保険者として、介護保険事業の将来的な持続性という観点から適切な評価を行うことが必要である。

## 第6章 普及啓発

自宅で暮らし続ける選択肢があることや、自助・互助の役割の重要性などについて、本人・家族、地域住民、事業者の理解を得るため、普及啓発を行う必要がある。

区分	主な普及啓発の内容
本人・家族	かかりつけ医を持ち定期的に健診を受診することや、医療や介護が必要になった場合でも適切なサービスを利用して自宅で暮らすことができること
地域住民	日頃から地域社会との関わりを保ち、近隣同士で互いに助け合うこと
医療・介護サービス従事者	本人が望む療養生活を実現するための情報提供の重要性や、多職種が互いの専門性や立場を尊重し、連携してサービスを提供すること

## まとめ

システムが県内各地域で速やかに構築されるよう、改めて次のとおり提言する。

区分	取り組むべきこと
市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>システム構築において中心的な役割を担うべき立場にあることを認識し、地域の関係者と一体となって、できる限り速やかにシステム構築に取り組む。</li><li>地域支援事業の充実に対して積極的に対応する。</li><li>基礎自治体として自助の活用、互助の組織化に努める。</li></ul>
県	<ul style="list-style-type: none"><li>提示したモデルについて、モデル地区を設定してシステム構築のための事業（医療と介護の連携から、予防、生活支援、住まいの確保まで段階的に実施する3年間のモデル事業等）を実施し、他の地域にその状況を示して取組を促進させる。</li><li>システムの中で高齢者を支えていく人材を育成する。</li></ul>
国	<ul style="list-style-type: none"><li>地域包括支援センターが、その役割を十分に果たすことができるよう、人員・財源確保などの体制整備に十分な支援を行う。</li><li>市町村が創意工夫に富んだ取組ができるよう、介護予防や生活支援などの地域支援事業に係る事業費の上限等の規制をできるだけ撤廃、緩和する。</li></ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"><li>自ら健康づくり、介護予防に努め、健康寿命の延伸を目指す。</li><li>自らの最期の迎え方について考え、周囲にも伝えておく。</li><li>地域で積極的に支え合いの一員となる。</li></ul>